

独立行政法人
国立国際医療研究センター
平成24年度業務実績の評価結果

平成25年8月27日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成24年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）は、国立国際医療センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。センターは、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこうした業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

平成24年度のセンターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の3年目の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる二次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成24年度業務実績全般の評価

センターにおいては、新興・再興感染症及びエイズ等の感染症、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患並びに国際保健医療協力を重点分野とし、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、国際水準の医療を強化し、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制の下に、チーム医療を前提とした全人的な高度専門・総合医療の実践及び均てん化並びに疾病の克服を目指す臨床開発研究を推進することが求められている。

平成24年度においては、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革が進められる中、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、特に研究業績に大きな進展がみられたが、運営費交付金の大幅な削減もあり、結果として経営に結びつかず、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。今後は、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発について、大学との連携協定として、先進的な診断・治療方法の開発研究など臨床医学により次世代を担う人材育成と交流に関する協定や分子糖尿病学の連携講座を設置したこと等の取り組みを行ったこと、外部機関等との共同研究の件数及び発明出願件数が独立行政法人化後、毎年度増加していることは高く評価する。

感染症（HIV・エイズ、新興・再興感染症）、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患、国際保健医療協力等各分野における研究・開発を着実に実施している。

医療の提供について、HIV・エイズ患者に対して、個々人の病態に即した医療の提供を積極的（327例）に行うとともに、先進・高度医療は、先進既存技術を3件取得のほか、新たに先進既存技術6件、先進新規技術3件の申請に向けた取組みを実施したことは評価する。

医療安全研修や院内感染対策研修について、独立行政法人化後、毎年度受講者が増加しており医療安全への着実な取組みを実施している。

人材育成として初期研修カリキュラムに疫学・医学統計基礎講座を設置したこと、後期研修カリキュラムに医学研究の基礎的な方法論を実地に習得するコースを設置したこと、連携大学院を通じての学位の取得支援として協定を締結したこと、若手医師の海外留学制度の整備等の様々な取組みを実施しており、3年連続で初期臨床研修のマッチングが市中病院中全国トップである。

東日本大震災への対応として宮城県東松島市に継続的支援を行っており、毎月1回のペースで公衆衛生関連医師等を派遣し公衆衛生分野などにおける助言を行ったほか、東松島市からの要請に基づいてデータの分析などを行ない、東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与した。

開発途上国における保健システムの強化を図るため年度計画を上回る人数の専門家を派遣し、開発途上国からの研修生の受け入れも年度計画を上回った。また、国際機関、国際協力機構（JICA）等の依頼による調査研究・評価事業を実施し、WHOや世界基金に対し技術的提言を181件行った。

こうしたことを踏まえると、平成24年度の業務実績の評価に当たり、センターは、平成22年の独立行政法人化のメリットを生かし、裁量性を増しつつ、研究・開発及び医療の提供において、総合的に見れば期待された取組みがなされている。このように、自立したセンター運営が有効に機能している点について、高く評価している。

3年目の業務実績の評価については、中期計画5年間の折り返し地点に差し掛かったところであり、引き続き、目標達成に向けた取組みを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 研究・開発に関する事項

① 臨床を志向した研究・開発の推進

総長、病院長、臨床研究センター長、看護部長、薬剤部長等からなる「臨床研究推進のための戦略会議」を設置し、毎月開催することで、臨床研究に係る各部門間の連携強化を図るとともに、生物統計家の確保やCRCの体制強化、中央事務局の新設や倫理委員会事務局の強化などの臨床研究支援体制の強化及び関係者間の業務の役割分担の見直しを行った。

開発初期の臨床研究について、民間との共同研究は 17 件、大学等との共同研究は 6 件、民間・大学・センターの 3 者の共同研究は 2 件の計 25 件であり、前年度に比べ 5 件増、前々年度に比べ 18 件増と大幅に増え中期計画を達成していることは高く評価する。

職務発明の特許性の有無や出願戦略、出願済特許のオフィスアクション（拒絶理由通知）への対応、ライセンス契約戦略など知財に関する体制の充実強化を実施し、職員の知財に対する理解と意識を高めるため、全職員を対象に知財に関する説明会を開催した結果、国内国外合わせた新規発明出願件数が 25 件となり、前年度に比べ 4 件増、前々年度に比べ 21 件増と大幅に増えている。

② 病院における研究・開発の推進

臨床研究支援部門及び治験管理部門にそれぞれ PMDA 経験者を配置するとともに、クリニカルリサーチフェロープログラムの設置による PMDA との人事交流を推進するなど臨床研究機能を強化した結果、治験申請から症例登録までの期間は、平均 96.0 日となり、年度計画の平均 90 日を下回ったものの、適格例が少なく症例登録まで 597 日を要した「再発性の悪性リンパ腫」が 1 件含まれているためであり、これを除いた平均の期間は 64.7 日と大幅に短縮したことは評価する。

倫理委員会については、一般と遺伝子解析研究の 2 つを設置し、それぞれの委員会に、国の定める各種指針に必要とされる外部専門家を加えて審査を行い、定期開催分として、一般 12 回、遺伝子解析 4 回を開催するとともに事務局の体制強化を図るために 1 名増員を行った。

③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

Web of Science で検索される研究論文のうち、出版されたものは 231 編あり、21 年度の 162 編を（42.6%）上回り、前年度の 197 編を（17.3%）も上回り、中期計画を達成している状況となっていることは高く評価する。

（疾病の本態解明）

HIV の新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び遺伝子解析を年間 100 例の計画に対し、125 例（対前年度 9 件増）について行った。

「高病原性鳥インフルエンザ A (H5N1)」についてベトナム国ハノイ国立小児病院との共同研究で得られた A (H5N1) インフルエンザ 13 症例について、血清／気道分泌液中のサイトカインを分析し H5N1 に特徴的なサイトカインのパターンを論文で公表し、サイトカイン産生にはインフルエンザウイルス遺伝子の NS-1 とミエロペロキシダーゼが関与していることが示唆されたこと、13 例のうち剖検などから組織標本の得られた 5 例について病理免疫学的な解析を行い、感染した H5N1 インフル

エンザウイルス量とサイトカイン／ケモカインの産生量が相関していることを発見した。

肝臓で血糖上昇作用を示す CITED2 タンパクが、脂肪細胞の発生・分化においても重要な分子であることを解明し、また、アセチル化酵素 GCN5 が、肝臓において CITED2 と協調的に作用し血糖値を上昇させる分子であることも見出した。

(疾患の実態把握)

エイズ治療・研究開発センター（以下「ACC」という。）では、昨年度に引き続き HIV と肝炎の重複感染の実態調査を実施するとともに、B 型肝炎が蔓延しているアジア諸国における治療導入後の実態調査、疫学調査に関し、文部科学省海外拠点プログラム研究費にて実施している。

近年健康危機として世界的な問題となっている耐性菌感染症・医療関連感染症について、文部科学省海外拠点プログラム（JGRID）に参画し、ベトナムにおける菌血症の疫学研究に着手し、血液培養陽性例の解析を開始した。また、ネパールにおける抗菌剤耐性菌なかでも基質拡張型 β-ラクタマーゼ産生菌による医療・日和見感染症の臨床疫学的特徴の解明について研究を行った。

(高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進)

ACC では、肝硬変を持つ HIV 感染者に対する自己骨髄輸注療法の治療研究をこれまでの 2 例に加え更に 2 例実施した。また、日本人に適した副作用を回避する治療法として、逆転写酵素阻害薬を使用しない新しい治療法開発のための臨床試験（SPARE study）を多施設共同無作為割付け臨床試験として実施し 48 週でのデータをまとめた。

C 型慢性肝炎の治療効果予測法における宿主側因子として、IL28B と ITPA の各々の SNP の測定法を確立し IL28B については診断薬の治験を完了し、ウイルス側要因として HCV core70, 91 の測定法等を確立した。

(医薬品及び医療機器の開発の推進)

HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品に関する臨床研究として、国内未承認のカリニ肺炎治療薬のアトバコンと赤痢アメーバのシスト駆除薬であるパロモマイシンを個人輸入し延べ 168 例に使用し、アトバコンは 24 年に保険認可となった。

治験を含む臨床研究の合計実施数は 342 件で、21 年度の 214 件に比して 59.8%増、前年度の 212 件と比して 61.3%増と大幅に増えており、中期計画を達成している状況となっている。

(医療の均てん化手法の研究開発の推進)

HIV・エイズについて、患者支援調整官が研究班として包括ケアプロトコールの作成を継続して行い、看護支援調整官が班研究として長期療養プロトコールの作成のための実態調査を行った。

肝炎について、肝炎拠点病院間連絡協議会や医療従事者向け研修会を開催し、また、糖尿病について、かかりつけ医及び専門医向けの糖尿病標準診療マニュアルを更新した。

(情報発信手法の開発)

エイズ医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供として、ACC ホームページ上の E-learning サイトを更新し、全国の医療者がいつでも閲覧できるよう環境を整備している。

また、糖尿病の最新のエビデンスを医療従事者向けに配信しアクセス数は 18 万件、肝疾患に関するサイトは、「一般向け」、「医療従事者向け」、「肝臓専門医向け」の 3 つに分け、最新情報への定期的更新を行った。

(国際医療協力の効果的な推進に必要な研究)

ザンビア、インドネシアなど 10 ヶ国の保健政策、保健システムの仕組み、保健医療サービスの現状や課題を、当該国に派遣されている派遣職員や国内の職員による現地調査を基に収集・分析し、国際医療協力局ホームページに掲載している。

センターにおける JICA 技術協力プロジェクト活動や研修事業、研究活動などの国際保健協力活動の経験をまとめ、テクニカル・レポートとして国際協力の関係者に有用となる情報を発信しており、「ラオス保健セクターレビュー」及び「保健人材開発システム分析モデルと開発途上国における活用（アフガニスタン・カンボジア・コンゴ民主共和国・仏語圏アフリカにおける人材育成）」に係るテクニカル・レポートを作成し公表した。

(2) 医療の提供に関する事項

① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々人の病態に即した医療を年間 150 例以上提供するという中期計画に対し、327 例実施し計画を大幅に上回った。

連続血糖測定が可能なシステムを活用し治療方針を策定するテーラーメイドの糖尿病治療を実施している。

先進医療について、先進医療既存技術 3 件について取得した。さらに、先進医療既存技術 6 件、先進医療新規技術 3 件の申請に向けて準備（うち 1 件は申請中）している。

特定機能病院の名称取得申請が承認されたことは高く評価する。

② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

セカンドオピニオンについては年間 200 件の計画に対し 211 件と目標を達成した。総合医療相談室の体制強化を図ってきた結果、患者満足度調査で入院の苦情受け付けについて前年度の 4.04 ポイントを上回る 4.32 ポイントの満足度を得られた。

紹介率、逆紹介率も前年度と比べて増加しているとともに、地域連携の休日夜間の小児救急を年間 98 回実施、地元医師会等との合同研修会の実施、地域住民も受講可能なリトリートカンファレンスの実施などの医療の提供に努めていることは評価する。

医療安全研修については 11 回開催したことで受講者は 3,024 人(前年度 1,992 人)と大幅に増やし、院内感染対策研修についても 4 回開催することで受講者は 3,882 人(前年度 1,933 人)と大幅に増えた。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

22 年 9 月に救命救急センターとして認可され、全科的総合救急医療及び精神科救急医療の提供を積極的に実施した結果、救急車搬送患者数は対 21 年度 22.6%増、対前年度 2.1%増となり 11,942 人の搬送を受け入れ、救急から入院となった患者数は対 21 年度 37.8%増、対前年度 6.0%増の 4,499 人となったことは評価する。

国際感染症センターにおいて、海外渡航前健診とワクチン接種(A 型肝炎、B 型肝炎、黄熱病等)などの渡航相談及び帰国後の疾患治療を実施している。

精神科救急病棟入院患者における重症身体合併症率は年間を通じて 3.0%~23.1%で推移し、年度計の重症身体合併症率は 10.5%となり、中期計画を達成している状況である。

(3) 人材育成に関する事項

3 年連続で初期臨床研修のマッチングは市中病院中全国トップで、初期研修医 110 名、後期研修医 148 名となっており、医師臨床研修指導医養成講習会を開催し、28 名が新たに修了するなど、指導體制の強化を図ったことは評価する。

海外の医療現場や大学において高い専門性と幅広い経験を身につけることを目的として若手医師を対象にした海外留学制度を整備し、1 名を海外留学させた。また、初期研修カリキュラムに疫学・医学統計基礎講座を設置し、後期研修カリキュラムに医学研究の基礎的な方法論を実地に修得するコースを設置した。看護師の卒後臨床研修を行うために策定した看護部院内教育により、新卒看護師を対象にローテーション教育を実施した。

エイズ拠点病院などの医師、看護師を対象とした研修会、新興感染症や肝炎に係る研修・講習会を年度計画に則して実施し、糖尿病については、年度計画(3 回)を上回る回

数（6回）の開催を行い、817名が参加者した。

（4）医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

HIVに関し、全国8ブロックのブロック拠点病院協議会を厚生労働省健康局疾病対策課と合同で各ブロックにて開催し、最新医療情報の提供を行い、高度先駆的医療及び標準医療の普及を行うとともに、首都圏の中核ブロックとの連携会議を開催し、相互の連携を図るための情報交換を行った。

ホームページの改善を実施し、各分野の最新情報を随時公開することでアクセス数は1,432万件となり、前年度から2万件増加し、中期計画を達成している状況であることは評価する。

（5）国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

① 公衆衛生上の重大な危害への対応、国際貢献

エイズ動向委員会、薬事審議会医薬品第一部会、次期国民健康作り運動プラン策定専門委員会などに出席し、専門的な立場から提言を行った。

宮城県東松島市に対し継続的支援を行っており、東松島市と保健衛生活動に向けた協力協定の1年間の更新を行った。同協定に基づき毎月1回のペースで公衆衛生関連医師等を派遣し、保健師・栄養士会議に出席して公衆衛生分野などにおける助言を行ったほか、東松島市からの要請に基づいてデータの分析などを行ない、東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与したことは評価する。

また、東松島市での支援活動の経験を基に「自然災害時における亜急性期 保健医療支援活動マニュアル」を作成し、センターにおける災害対応の準備を行うだけでなく、HPに掲載し他の医療施設の対応準備のための情報、ノウハウを提供した。

アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システムの強化を図るため、計画（年80人）を上回る109人の専門家を派遣し、開発途上国からの研修生の受け入れも計画（年160人）を上回る239人となった。国際機関、国際協力機構（JICA）等の依頼による調査研究・評価事業を30件実施し、WHO総会や世界基金理事会等の国際会議への出席は年間延べ19名であり、WHOや世界基金に対し厚生労働省や外務省を通じ提供した技術的提言数は181件となった。

② HIV・エイズ

HIV・エイズ患者の診療実績は、延べ入院患者数7,484名、延べ外来患者数10,931名であり、外部からの診療等に関する相談件数は年間2,161件に達した。診療情報をコンパクトにまとめた患者教育用小冊子（患者ノート）を年9,561冊配布するとともに、医療従事者が自己研修できるよう研修内容をE-learningの形で積極的に公開するなど、情報の提供をしたことは評価する。

ブロック拠点病院との連携支援に関しては、石川県立病院に対し医師を派遣し、外来診療をサポートするとともに、仙台医療センターと東北大学の連携を図るための合同会議を2回実施した。

③ 看護に関する教育及び研究

感染管理認定看護師を育成するため感染管理の教育課程を開講し、14名が修了した。

政策的内容に視点をあてた短期研修として8コース（感染管理看護学と研究、せん妄ケア等）を開催（計画は年4コース）し、一部の研修では一般公開するとともにオープンキャンパスを5回開催したことは評価する。

国立高度専門医療研究センターの看護師が行う臨床看護研究を推進するための臨床看護研究推進センターで、研究相談及び看護師が行う臨床看護研究18件の継続指導を行った。

（6）効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

総長の補佐体制を充実するため、総長特任補佐を5人体制とし、センターの目標達成に向け体制整備をしたことは評価する。

また、国際医療協力における外国機関との対等な関係を構築するため国際医療協力局に改組し、感染症対策の充実強化のため国際感染症センターに改組した。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理を行ったが、損益計算において経常収支率97.3%（経常損失9.8億円）とマイナスであり、年度計画を達成していないが、前年度（経常収支率94.6%、経常損失18.5億円）より改善している。今後の収支改善努力により経常収支率100%以上となることを期待する。

一般管理費について、中期計画を大きく上回り27.1%の節減を達成した。

DPCに移行したことに伴い、後発医薬品選定基準に基づき、品質の確認、適応症の比較、医療安全面等により評価を行い、薬剤委員会において後発医薬品への切り替えを行ったことは今後に期待する。

また、抗がん剤と抗生物質等については、プロジェクトチームによる検討会を行い、後発医薬品への切り替えについて薬剤委員会へ意見書が提出され、薬剤委員会審議を得て切り替えが承認された。これらにより前年度から16品目（153品目→169品目）の後発医薬品へ切り替えを実施した。

電子カルテシステムの国府台病院への導入については、25年度の導入に向けプロ

ジェクトチームを立ち上げ運用等の検討を開始した。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

内部監査では、前年度の内部監査結果を踏まえ、内部監査計画において重点監査項目を策定し、前回監査の指摘事項に対する改善状況、諸規程に対する準拠性、業務運営の適正性及び効率性について監査を実施するとともに、事前の予告なしに実施する「抜き打ち」監査を実施した。

また、監事による業務監査の実施では、センターの運営に重要な会議への出席や業務運営状況の実態把握をするため関係部門の役職員からヒアリングを実施、会計監査人による会計監査の実施では、会計処理の適正や準拠性並びに財務報告等の信頼性を確保すべく監査を実施したことは評価する。

前年度に引き続き 2 年連続して一者応札・一者応募となった案件については、改善に向けた取組内容等を厳正に点検するため、契約監視委員会により点検を実施した。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

競争的研究費の獲得に向け積極的な応募等に取り組み、総額で 12.3 億円（前年度 9.5 億円）の競争的資金を獲得したことは評価する。

なお、センターは収支相償を目指し効率的経営に取り組んでいるものの、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールを超えた運営費交付金の削減が行われたことも影響し、年度計画に掲げる経常収支に係る目標を達成できなかった。

(9) その他業務運営に関する事項

医師事務作業補助者については、新規採用の際に、医師事務担当医長より業務等研修を実施し、更に 2 週間程度の各診療科におけるオン・ザ・ワークにて研修を実施、研修後は、各診療科の要望により適性を考慮し、14 名を配置していることは評価する。

センターのミッション達成に向け、日常業務に係る種々の課題への対応等を適切に取り組むことが必要であり、それらの現状把握と方針案決定及び担当部門への指示等効率的・効果的に行うため、総長特任補佐会議を毎週行った。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

センターの機能を踏まえた職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や一般管理経費等に係るコスト節減に努め収支改善を推進したが、新病棟完成に伴う減価償却費の増（平年度化）、診療機能の充実強化及び臨床研究基盤整備に伴う人件費の増などの費用増があったため、当期総損失は 16.7 億円を計上した。

来年度以降、あらゆる経営改善に取り組み、中期目標期間中において収支相償の経営を実現できるよう強力に経営改善に取り組むよう努めるべきである。

② 保有資産の管理・運用等について

保有財産については、自らの病院事業、研究及び臨床研究事業に有効活用している。

「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成 24 年 4 月 3 日行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣決定）を踏まえ、著しく老朽化した宿舎が削減対象となったため、今後は PFI 等の手法により計画的に整備する予定である。

知的財産については、センター職務発明等規程に基づき管理している。

③ 組織体制・人件費管理について

センターの給与水準について、ラスパイレス指数は、研究職 118.9、医師 106.4、看護師 116.2、事務・技術職 111.5 となっており、その原因としては、地域手当の水準が戸山地区は 18%、国府台地区は 10% であること、また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律による給与減額措置に起因したセンターにおける給与減額措置について幹部職員に限定して実施したことなどが主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、医師については、確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考えます。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等のもとより魅力ある病院づくりも重要である。

今後とも適正な組織体制・人件費管理を行い、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくことも重要である。

福利厚生費については、事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいく。

④ 事業費の冗費の点検について

共同入札の実施、複数年契約の実施や業務委託契約の仕様の見直し、国府台病院との共同入札の実施によりコスト削減を行っている。

旅費については旅費計算内容を複数人でチェックを行っている。こうした継続的な取組みを期待する。

⑤ 契約について

予定価格が一定額以上の契約について、外部委員を加えた契約審査委員会を開催

し、契約の妥当性の観点から事前審査している。

また、契約監視委員会において、競争性のない随意契約や一者応札となった契約について審査することで、今後も、より一層透明性と競争性が確保された契約の実施に引き続き期待する。

⑥ 内部統制について

企画戦略室から企画戦略局への改称、総長特任補佐5人体制によるセンターの目標達成に向けた企画立案の充実強化を図った。また、企画経営部で年度計画の進捗状況の定期的フォローアップ実施した。

なお、監事による監査のほか、監査室による内部監査、コンプライアンス室、総長特任補佐による体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、ミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要かつ適切な取り組みであったと言える。

加えて、監事は、重要書類の閲覧や担当役職員からのヒアリングを行い、内部統制評価を実施している。

今後においても、役職員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直し等について

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（平成22年12月7日閣議決定）で講ずべきとされた見直しについては、実施済みであり、引き続き効率的な取り組みを期待する。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。